



平成 22 年 5 月 21 日

各 位

大阪市中央区北浜一丁目 8 番 16 号  
岩 井 証 券 株 式 会 社  
代表取締役社長 沖津 嘉昭  
(コード番号：8707 東証・大証第 1 部)  
責任者：取締役業務本部長 笹川 貴生  
TEL 06 - 6229 - 4600 (代表)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、下記の通り、平成 22 年 6 月 29 日に開催予定の第 71 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社は、平成 22 年 5 月 21 日付「会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更に関するお知らせ」に記載のとおり、平成 22 年 7 月 1 日付で会社分割により持株会社体制へ移行することを予定しております。この移行により商号変更等の定款を一部変更するものです。

なお、この変更については、持株会社体制移行を目的として平成 22 年 5 月 21 日付で締結される当社、岩井証券設立準備株式会社、コスモ証券株式会社、コスモエンタープライズ株式会社の間で行われる吸収分割契約にもとづく会社分割の効力が発生することを条件として、効力が生じるものとします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商 号) 第 1 条 当社は、 <u>岩井証券株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Iwai Securities Co., Ltd.</u> と表示する。	(商 号) 第 1 条 当社は、 <u>岩井コスモホールディングス株式</u> 会社と称し、英文では、 <u>Iwai Cosmo Holdings, Inc.</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. (省 略)</p> <p>12. (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>13. (省 略)</p> <p>14. (省 略)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u></p>	<p>と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営む<u>会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理すること並びに次の業務に付帯する業務を営む</u>ことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>12. (現行どおり)</p> <p>13. <u>商品取引所法に規定する商品市場における取引及び商品取引受託業務</u></p> <p>14. <u>他の事業者が行う事務処理の代行業務</u></p> <p>15. <u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に基づく一般労働者派遣事業に係る業務</u></p> <p>16. <u>職業安定法に基づく有料職業紹介事業に係る業務</u></p> <p>17. <u>コンピュータによる計算業務の受託に係る業務</u></p> <p>18. <u>ソフトウェアの開発及び販売に係る業務</u></p> <p>19. <u>出版事業、広告代理業、放送事業及びその他の情報サービスに係る業務</u></p> <p>20. <u>教育・文化に係る業務</u></p> <p>21. (現行どおり)</p> <p>22. (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第 6 条 (省 略)	<u>による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u> 第 6 条 (現行どおり)
第 25 条 (省 略)	第 25 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(社外取締役との責任限定契約)</u> <u>第 26 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 4 2 3 条第 1 項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。</u>
第 26 条 (省 略)	第 27 条 (現行どおり)
第 32 条 (省 略)	第 33 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(社外監査役との責任限定契約)</u> <u>第 34 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 4 2 3 条第 1 項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。</u>
第 33 条 (省 略)	第 35 条 (現行どおり)
第 36 条 (省 略)	第 38 条 (現行どおり)

本件に関するお問い合わせ先  
 経営企画部広報・IR課  
 小 吉 (コヨシ) 本 田  
 TEL 06 - 6229 - 4600

以 上